

伊豆の国市農業委員会 9 月定例会議議事録

開催日時 令和 8 年 9 月 10 日 (月)
午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分
場 所 あやめ会館 3 F 多目的ホール

出席委員： 14 人 欠席： 0 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	井 川 博 幸	5	西 島 知 彦	9	渡 邊 直 行	13	土 屋 正 春	事務局	小坂 高一郎
2	杉 原 令 明	6	山 口 信 幸	10	平 木 宏	14	久 保 田 正 一		小澤 竜哉
3	岡 本 仁	7	白 井 孝	11	遠 藤 未 央				福本 南斗
4	遠 藤 美 行	8	矢 田 康 彦	12	水 口 充 央				

推進委員： 10 人 欠席： 1 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	鈴 木 守 之	4	天 野 進	7	牧 野 勇 二	10	青 木 良 次
2	小 山 和 彦	5	野 田 勇 二	8	渡 邊 公 人	11	大 川 治 道
3	~~本 多 隆 幸~~	6	鈴 木 伸 芳	9	海 瀬 元 浩		

議事の内容

審議案件 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・ 5 件
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・ 3 件
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告の件・・・・・・・・・・ 1 件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について
報告第 1 号 農地法第 5 条届出書受理の件・・・・・・・・・・ 4 件

その他 タブレットについて
令和 8 年度農地利用状況調査について
農地利用の最適化活動について
令和 8 年熊本地震義援金の募集について

開 会 事務局長	ただ今から 9 月定例農業委員会を開催します。 なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。 本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。 それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願いしたいと思います。
議事録署名人指名 会 長	それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。3 番岡本委員、4 番遠藤美行委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第 1 号に入ります。
審議案件 【議案第 1 号】 会 長	○【議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請書承認の件】 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第 1 号 23 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 23 番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の 23 番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人の経営面積は 0 m²ですが、本案件で 554m²になります。譲受人の年齢は 54 歳で、農作業経験は 10 年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜や果樹を栽培する予定です。申請地は自宅から徒歩 1 分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間、南江間地区の担当委員は 12 番水口委員です。よろしくお願いします。
水口委員	（議案第 1 号 23 番農地法第 3 条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間、南江間地区担当の青木推進委員から意見ををお願いします。
青木推進委員	（議案第 1 号 23 番農地法第 3 条許可について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 （挙手全員）
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第 1 号 24 番から 27 番については関連がありますので、一括して審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第 1 号24番から27番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の24番から27番について説明します。場所と写真は資料番号②～⑤をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 一般の法人が農地を貸借する場合、個人間の貸借で問われる基本的な要件に加え、3つの要件を常に満たし続ける必要があります。1つは農地を適切に利用しない場合に貸借契約を解除する条件が付されていること。2つは集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、3つは業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事することです。借受法人は既に市内で農業を営んでおり、農地法第6条の2に基づき事業年度毎に行う法人の報告から、これら3要件を満たしていることは確認しております。 また、借受法人の農業経営の状況についてですが、経営面積は32,030.33㎡です。申請地は法人の事務所から15分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。農作業はそれぞれ1年～10年の経験があるものが6名常駐（約240日）しており、農作業に必要な機械についてはすでに確保しております。申請地においては、露地野菜を栽培する予定です。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は10aあたり1万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、田中山地区の担当委員は13番土屋委員です。よろしくお願いします。
土屋委員	（議案第 1 号24番農地法第 3 条許可について説明）
会 長	次に、中地区の担当委員は4番遠藤委員です。よろしくお願いします。
遠藤委員	（議案第 1 号24番農地法第 3 条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて田中山地区担当の天野推進委員から意見をお願いします。
天野推進委員	（議案第 1 号24番農地法第 3 条許可について意見）
会 長	次に、中地区担当の本多推進委員ですが、本日欠席のため質問に移ります。
	質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	（挙手全員）
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。

審議案件 【議案第2号】 会 長	○【議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件】 議案第2号「農地法第5条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第2号9番と10番については関連がありますので、一括して審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号9番、10番について「朗読」 議案第2号「農地法第5条許可」の9番、10番について説明します。 場所と写真は資料番号⑥、⑦をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 借人は市内でミニトマトを生産する新規就農者です。営農にあたり、従業員用駐車場と農業用敷材置場及び選果、梱包施設を建築するため申請に及ぶものです。 申請地は、農振農用地であり、原則として転用は許可されない農地ですが、本申請は農業用施設の用に供するために、農地を農地以外のものにする申請であるため、立地基準上は例外的に許可できる農地となります。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は一般基準についても問題ないと考えます。賃料は10aあたり10万円です。 現地確認については、9月4日（金）に白井委員と鈴木伸芳推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山山木地区の担当委員は7番白井委員です。よろしくお願いします。
白井委員	（議案第2号9番、10番農地法第5条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて葦山山木地区担当の鈴木伸芳推進委員から意見をお願いします。
鈴木伸芳推進委員	（議案第2号9番、10番農地法第5条許可について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 （挙手全員）
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第2号11番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号11番について「朗読」 議案第2号「農地法第5条許可」の11番について説明します。場所と写真は資料番号⑧をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 借人は市内で喫茶店を営んでいる者です。当該申請地は現況が田であり、畑として農地造成後果樹栽培を行い、自身の喫茶店で食材として使用及び店舗販売するため申請に及ぶものです。

	申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため第3種農地に区分されますので、立地基準上は転用が原則許可される農地となります。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。一時転用期間は3か月間です。また、造成に伴う借地料は発生しません。 現地確認については、9月4日（金）に山口委員と本多推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、南條地区の担当委員は6番山口委員です。よろしくお願いします。
山口委員	（議案第2号11番農地法第5条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて南條地区担当の本多推進委員ですが、本日欠席のため質問に移ります。 質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 （挙手全員）
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第3号】 会 長	○【議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告の件】 議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告の件」を議題とします。議案第3号について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	（質 問）
事務局	（回 答）
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。 （挙手全員）

会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は意見なしとして提出します。
会 長	○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について事務局報告をしてください。 なお、質問は事務局報告後一括して行いますので、報告番号を示し質問を行ってください。
【報告第1号】 事務局	農地法第5条届出書受理の件について4番を「朗読」。 転用目的は駐車場敷地です。令和8年7月31日付、伊国農委第5号受理番号第4号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。 農地法第5条届出書受理の件について5番を「朗読」。 転用目的は宅地分譲敷地です。令和8年7月31日付、伊国農委第5号受理番号第5号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。 農地法第5条届出書受理の件について6番を「朗読」。 転用目的は宅地分譲敷地です。令和8年8月20日付、伊国農委第5号受理番号第6号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。 農地法第5条届出書受理の件について7番を「朗読」。 転用目的は宅地分譲敷地です。令和8年8月20日付、伊国農委第5号受理番号第7号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので報告事項を終わります。
会 長	その他事務局より何かありますか。
その他 事務局長	○タブレットについて ○令和8年度農地利用状況調査について ○農地利用の最適化活動について ○令和8年熊本地震義援金の募集について
事務局長	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。
閉 会 事務局長	次回は令和8年10月13日(火)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは9月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。